

松戸市交通バリアフリー基本構想に基づく交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、松戸市交通バリアフリー基本構想に即して、JR・新京成松戸駅周辺地区及びJR新松戸駅・総武流山電鉄幸谷駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間

(1) JR・新京成松戸駅周辺地区

- ア JR・新京成松戸駅東口から東葛飾地域整備センターまでの道路の区間
東口駅前デッキ・広場
主要幹線1-28号（東口駅前デッキ・広場からマクドナルドまで）
市道6-255号（マクドナルドから京葉ガス前交差点まで）
主要幹線1-31号（京葉ガス前交差点から東葛飾地域整備センターまで）
- イ ライオンズステーション通路の区間（歩行者専用道路）
ライオンズステーション通路
- ウ マクドナルドから戸定が丘歴史公園入口進入路までの道路の区間
市道6-255号（マクドナルドから田中マンション前交差点まで）
市道6-364号（田中マンション前交差点から松戸区検察庁下交差点まで）
主要幹線1-31号（松戸区検察庁下交差点から戸定歴史館入口交差点まで）
主要幹線1-27号（戸定歴史館入口交差点から戸定が丘歴史公園入口進入路まで）

エ JR・新京成松戸駅西口からDマート前交差点までの道路の区間

主要幹線2-64号（JR松戸駅西口からDマート前交差点まで）

オ JR・新京成松戸駅西口から松戸市立図書館本館までの道路の区間

主要地方道松戸停車場線（西口駅前デッキから松戸駅入口交差点まで）

主要幹線1-29号（松戸駅入口交差点から松戸市立図書館本館まで）

カ JR・新京成松戸駅西口から松戸市文化ホールまでの道路の区間

主要幹線2-66（西口駅前デッキから松戸市文化ホールまで）

キ JR・新京成松戸駅入口交差点からDマート第1駐車場前までの道路の区間

主要地方道松戸・野田線（松戸駅入口交差点からDマート第1駐車場前まで）

(2) JR新松戸駅・総武流山電鉄幸谷駅周辺地区

- ア JR新松戸駅から総武流山電鉄幸谷駅までの道路の区間

主要幹線2-8号（JR新松戸駅から総武流山電鉄幸谷駅まで）

イ JR新松戸駅から新松戸中央総合病院までの道路の区間

市道1-500号（JR新松戸駅から新松戸中央総合病院まで）

ウ JR新松戸駅から新松戸支所までの道路の区間

要幹線2-7号（JR新松戸駅から新松戸市民センター入口交差点まで）

市道1-685号（新松戸市民センター入口交差点から新松戸支所まで）

2 道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

（1）JR・新京成松戸駅周辺地区

ア JR・新京成松戸駅東口から東葛飾地域整備センターまでの道路の区間

（ア）東口駅前デッキ・広場

a 実施事業内容

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については随時実施

（イ）主要幹線1-28号（東口駅前デッキ・広場からマクドナルドまで）

a 実施事業内容

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については随時実施

（ウ）市道6-255号（マクドナルドから京葉ガス前交差点まで）

a 実施事業内容

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については随時実施

（エ）主要幹線1-31号（京葉ガス前交差点から東葛飾地域整備センターまで）

a 実施事業内容

既設信号機へのバリアフリー化整備済み

違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については隨時実施
イ ライオンズステーション通路の区間

(ア) 実施事業内容

歩行者専用通路のため事業計画の策定はない

ウ マクドナルドから戸定が丘歴史公園入口進入路までの道路の区間

(ア) 市道6-255号（マクドナルドから田中マンション前交差点まで）

a 実施事業内容

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓
発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓
発活動については隨時実施

(イ) 市道6-364号（田中マンション前交差点から松戸区検察庁下交差点まで）

a 実施事業内容

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓
発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓
発活動については随时実施

(ウ) 主要幹線1-31号（松戸区検察庁下交差点から戸定歴史館入口交差点まで）

a 実施事業内容

既設信号機へのバリアフリー化整備済み

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓
発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓
発活動については随时実施

(エ) 主要幹線1-27号（戸定歴史館入口交差点から戸定が丘歴史公園入口進入路
まで）

a 実施事業内容

既設信号機へのバリアフリー化整備済み

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓
発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については随時実施

エ JR・新京成松戸駅西口からDマート前交差点までの道路の区間

(ア) 実施事業内容

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

(イ) 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については随時実施

オ JR・新京成松戸駅西口から松戸市立図書館本館までの道路の区間

(ア) 主要地方道松戸停車場線（西口駅前デッキから松戸駅入口交差点まで）

a 実施事業内容

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については随時実施

(イ) 主要幹線1-29号（松戸駅入口交差点から松戸市立図書館本館まで）

a 実施事業内容

既設信号機へのバリアフリー化整備済み

違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については随時実施

カ JR・新京成松戸駅西口から松戸市文化ホールまでの道路の区間

(ア) 実施事業内容

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

(イ) 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については随時実施

キ JR・新京成松戸駅入口交差点からDマート第1駐車場前までの道路の区間

(ア) 実施事業内容

既設信号機へのバリアフリー化整備済み

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

(イ) 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については隨時実施

(2) JR新松戸駅・総武流山電鉄幸谷駅周辺地区

ア JR新松戸駅から総武流山電鉄幸谷駅までの道路の区間

(ア) 実施事業内容

既設信号機へのバリアフリー化整備済み

違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

(イ) 実施予定期間

違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については隨時実施

イ JR新松戸駅から新松戸中央総合病院までの道路の区間

(ア) 実施事業内容

既設信号機へのバリアフリー化整備済み

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

(イ) 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については隨時実施

ウ JR新松戸駅から新松戸支所までの道路の区間

(ア) 主要幹線2-7号 (JR新松戸駅から新松戸市民センター入口交差点まで)

a 実施事業内容

既設信号機へのバリアフリー化整備済み

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車車両に対する指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については隨時実施

(イ) 市道1-685号 (新松戸市民センター入口交差点から新松戸支所まで)

a 実施事業内容

違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

b 実施予定期間

違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動については隨時実施

(3) 上記(1)から(2)の道路の区間

ア 実施事業内容

標識等の高輝度化

イ 実施予定期間

標識等の更新時期に実施

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 高齢者、身体障害者等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては、JR・新京成松戸駅周辺地区及びJR新松戸駅・総武流山電鉄幸谷駅重点整備地区内の官公庁及び福祉施設等を利用する高齢者、視覚障害者、地元の住民、学識経験者、高齢者、視覚障害者関連団体の代表者、その他道路利用者等から意見聴取を実施する。

(2) 高齢者、身体障害者等への情報提供

視覚障害者用付加装置等については、地域住民、視覚障害者団体等に対して、その有効性、運用方法等を事前に十分な説明を実施する。

(3) 関係機関との連携の強化

相互の事業の進捗状況を確認するため、松戸市等関係団体と意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(4) 周辺の交通規制等の整合性の確保

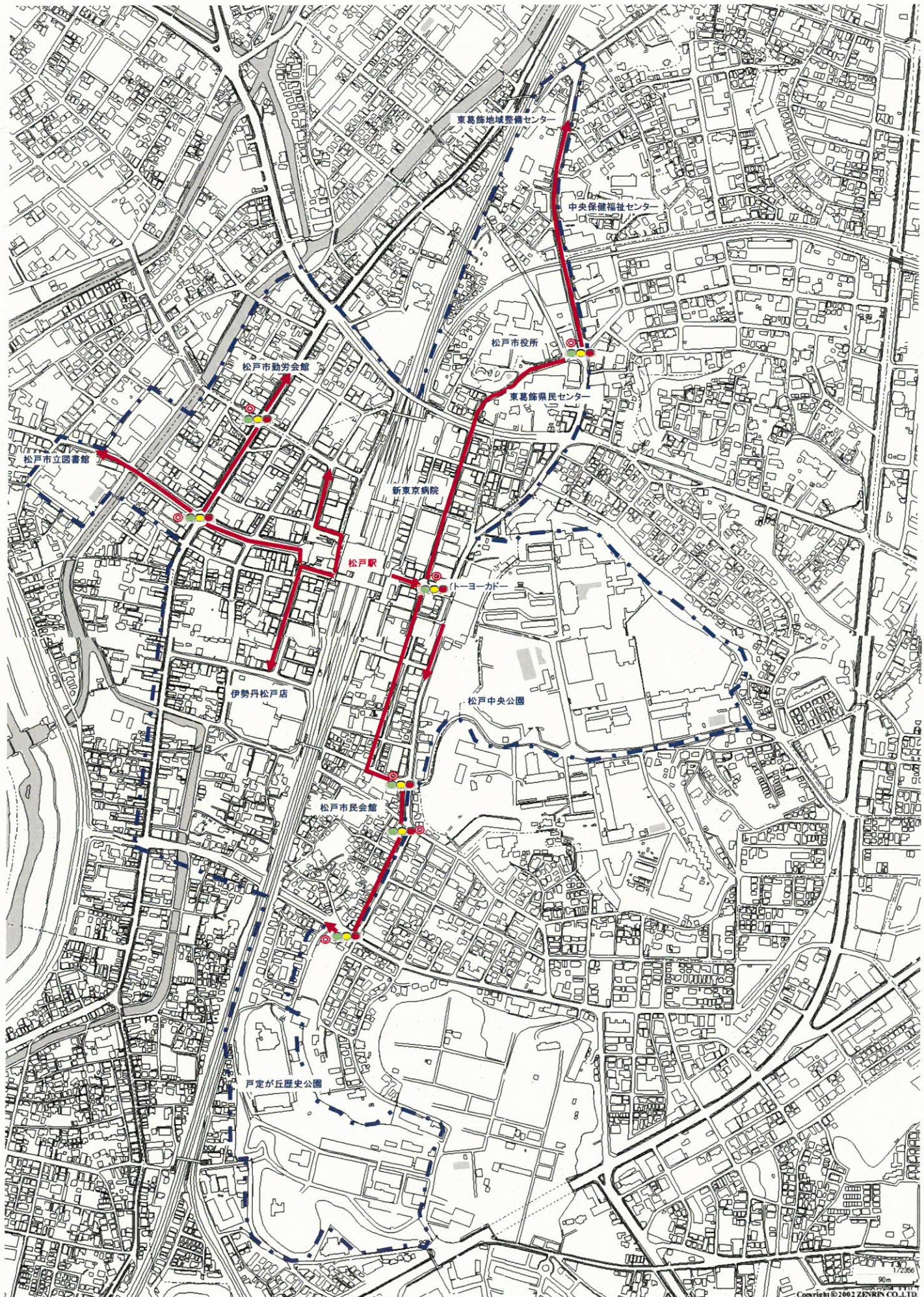
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握するとともに、歩行者の導線を調査し、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図れるよう周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

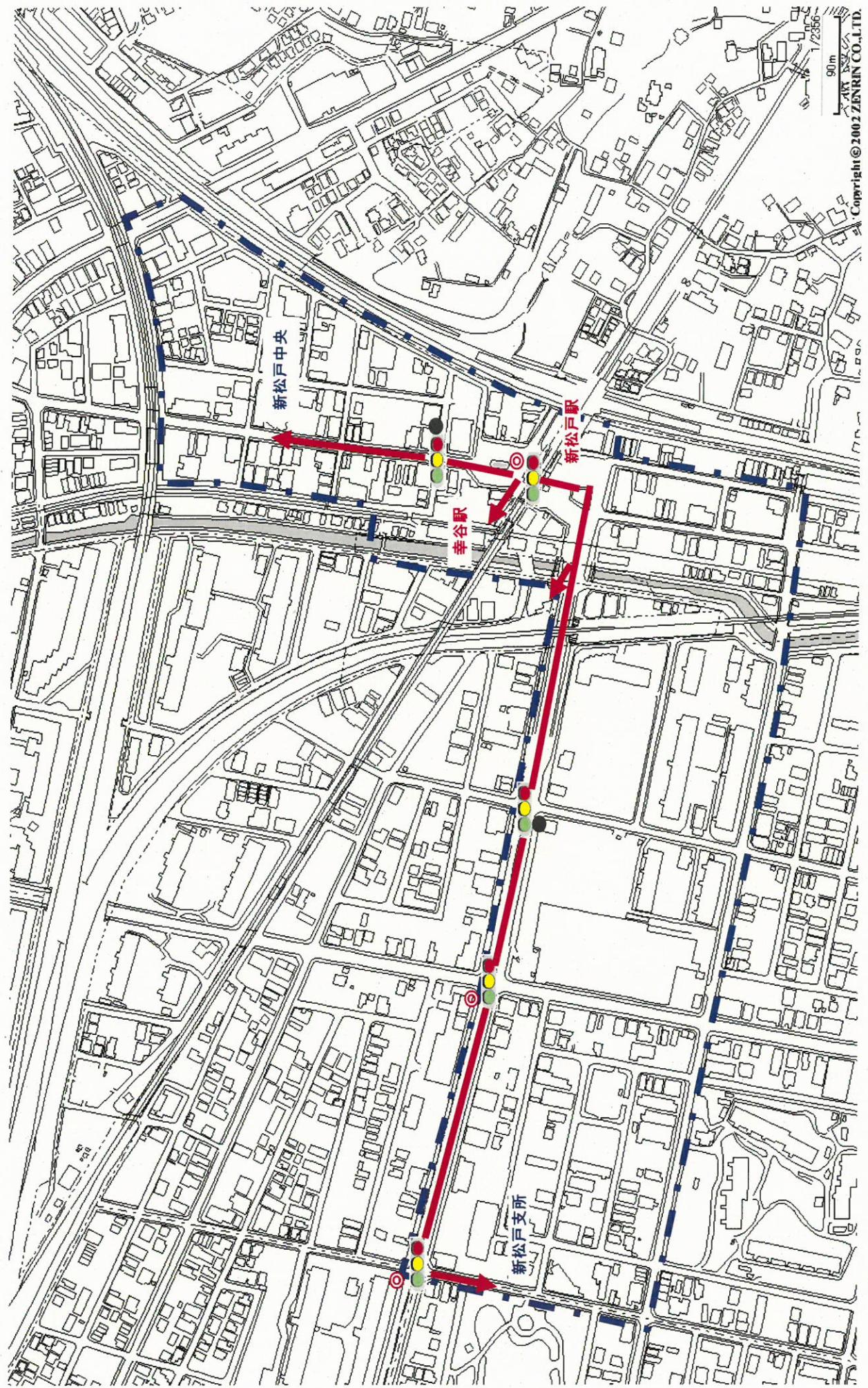
(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

松 戸 地 区



新松戸幸谷地区



音響対応
時間対応(時間調整によるもの)

